



平成24年7月11日  
住宅局建築指導課

## 偽造免許証の写しによる非建築士の違法業務等について

今般、偽造の免許証の写しにより建築士になりすまして建築士事務所に属し業務を行っていた事案が発覚しました。三重県においては、管理建築士とされる者が、新潟県、大阪府においては所属建築士とされる者が、偽造の免許証の写しにより違法に業務を実施していたとの報告が各府県からありました。

建築士になりすました者について刑事告発を要請する等、次の措置を講じ、厳正に対応してまいります。

### <今回講じる措置>

#### ○全建築士事務所に対し、次の措置を文書により要請

- ・所属建築士の免許登録等の有無の確認、確認結果の都道府県への報告  
(平成24年9月中旬までに報告)
- ・無登録判明時の告発等、厳正な対応を講じること(平成24年7月から実施)

#### ○都道府県に対し、次の措置を講じるよう技術的助言を発出

- ・都道府県により、建築士事務所から提出される所属建築士について建築士名簿と照合し、免許登録等の有無の確認、無登録判明時の適切な指導を実施すること  
(平成24年7月から実施)

#### ○特定行政庁・確認検査機関に対し、次の措置を講じるよう技術的助言を発出

- ・特定行政庁の建築主事・指定確認検査機関により、建築確認申請書に記載された建築士の免許登録等の有無の確認等を実施すること  
(平成25年1月から実施)

(別紙)

## 偽造した一級建築士免許証の写しについて

### 1. 藤林 秀史 (S33. 3. 23生)

#### ① 発覚の経緯

H23. 3月に三重県が、管理建築士講習の受講者リストと、建築行政共用データベースの建築士データを突合したところ、登録番号の登録者が藤林氏ではないことがわかった。

#### ② 偽造免許証の写しを行使した事実

- ・H22. 3月に本人が建築士事務所登録申請書の添付書類として三重県に提出。
- ・三重県に対する建築確認申請書に、建築士として氏名が記載されていた。(確認申請書はその後取り下げられている。)

#### ③ 今後の対応等

建築士事務所はH23. 4月に廃業。

### 2. 大沼 一成 (S40. 9. 10生)

#### ① 発覚の経緯

H24. 5月に大阪府指定事務所登録機関である(社)大阪府建築士事務所協会が、建築士事務所の所属建築士のデータを建築行政共用データベースに入力したところ、所属建築士とされていた大沼氏の登録番号の登録者が大沼氏ではないことがわかった。

#### ② 偽造免許証の写しを行使した事実

- ・H24. 5月に建築士事務所が登録事項変更申請の際に大阪府建築士事務所協会からの免許証提出の求めに応じ、提出。
- ・有資格者である一級建築士のもとで、設計・工事監理の補助業務を行っていた。当該建築物は有資格者が設計・工事監理を行っており、法手続も適正に行われていることを大阪府が確認済み。

#### ③ 今後の対応等

建築士事務所はH24. 7月に解雇。

### 3. 持田 直哉 (S42. 5. 17生)

#### ① 発覚の経緯

H24. 4月に建築士事務所登録を申請した際、新潟県指定事務所登録機関である新潟県建築士事務所協会が持田氏の免許証の写しの登録番号を確認したところ、当該登録番号の登録者が持田氏ではないことがわかった。

#### ② 偽造免許証の写しを行使した事実

- ・H24. 5月に建築士事務所が建築士事務所登録申請の際に新潟県建築士事務所協会からの免許証提出の求めに応じ、提出。
- ・契約時に建築主に対する重要事項説明を行ったが、事実が判明後、事務所が別の建築士をして建築主に再説明を行っている。

#### ③ 今後の対応等

建築士事務所はH24. 5月に解雇。

※なお、氏名及び生年月日は偽造免許証の写しに記載されているもの。同姓同名者がいることが確認されているが、当該同姓同名者は生年月日が異なっており、別人と判断される。